

小金井市の国保税の減免規定調べ

2007年9月

国民健康保険税

市長は、次の各号の一に該当する者に対し、国民健康保険税を減免することができる。（市税賦課徴収条例 第151条の3）

要綱 第2条「減額免除の要件」

- (1) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (3) その他特別の事情がある者

市長は、保険税の納税義務者又はその者と生計を一にする同居の親族が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度の保険税を納付できないと認められるときは、保険税を減額免除することができるものとする。

減額免除の認定基準(第6条)

その者の所有にかかわる住宅又は家財につき受けた損害にかかわる賠償金額（保険金等により補填されるべき金額を除く）がその住宅又は家財の価格の3分の1以上である場合とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難のためにその財産に甚大な損害を受けたとき。

損害程度	減額又は免除の割合	減免の対象
全壊・全焼又は流出	全額	保険税の全額
家屋の半壊・半焼	3分の2	〃
家財の3分の1以上の損害	3分の1	〃

- (2) 生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けたとき、又は社会事業団体等により生活保護法に準ずる私的扶助を受けたとき。

減免の割合	減免の対象
100%	保険税の全額

生活保護法の規定により算定したその世帯の実収入の金額と、その世帯の基準額との比率が100分の150未満である場合とする。

- (3) 疾病もしくは負傷により著しく収入が減少し、又は医療費が増加し、生活困難の状態にあると認められるとき。
- (4) 死亡又は国民年金法施行令別表に定める一級程度の障害により、著しく収入が減少し、生活困難の状態にあると認められるとき。
- (5) 事業又は業務の休廃止、長期の失業等により、著しく収入が減少し、生活困難の状態にあると認められるとき。

収入率	減免の割合	減免対象
基準生活費の110/100未満	100%	保険税の全額
基準生活費の120/100未満	90%	〃
基準生活費の130/100未満	80%	〃
基準生活費の140/100未満	70%	〃
基準生活費の150/100未満	60%	〃

- (7) その他前各号に準ずる特別の事情があると市長が認めたとき。

- (6) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当することとなったとき。

国民健康保険法第59条各号に該当することとなった期間が3カ月を超える場合とする。

減免の割合	減免の対象	
法第59条該当月数該当者の当該年度加入月数	加入者が1人の世帯	保険税の全額
	加入者が複数の世帯	法第59条該当者に係る所得割、資産割及び均等割

小金井市の市民税の減免規定調べ

市民税	
市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。(市税賦課徴収条例 第35条)	
	減免判定基準(※)
(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者	(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者 (2) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける者
(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	(1) 納税義務者が死亡したことにより、その承継者の生活が著しく困難な者 (2) 納税義務者又は扶養親族が疾病(負傷)などにより、収入が著しく減少、あるいは医療費の増大により生活が著しく困難となった者 (3) 失業等により納税義務者又は家族の所得が減少し、生活が著しく困難となった者 └─ 病気・倒産などにより失職・休職となり、近い将来再就職が不可能な場合 (4) その他特別な事情により、納税困難と認められる者
(3) 学生及び生徒	(1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生・生徒又は児童 (2) 国・地方公共団体又は学校法人若しくは準学校法人の設置した専修学校又は各種学校の生徒並びに職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で、次の課程を履習するもの ア. 専修学校における高等課程及び専門課程の場合 (ア) 職業に必要な技術の教授をすること (イ) その修業期間が1年以上であること (ウ) その1年の授業時間が800時間以上であること (エ) その授業が年2回を超えない一定の時間に開始され、かつその終期が明確に定められていること イ. ア以外の課程の場合 (ア) ア(ア). (エ)と同じ (イ) その修業期間が2年以上であること (ウ) その1年の授業時間数が680時間以上であること
(4) 民法第34条の公益法人	(規定なし)
(5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者	(規定なし)
	軽減又は免除の割合の算定基準
	軽減又は免除の割合
1. 申請日あるいは減免事由発生日現在における見積所得が、生活保護基準額表により算定した額の100分の110の額以下である場合	100%
2. 1に準じて算定した額が、100分の110の額を超える場合	
100分の110を超え 100分の120未満	90%
100分の120以上 100分の130未満	70%
100分の130以上 100分の140未満	50%
100分の140以上 100分の150未満	30%

※庁内の取り扱い文書(1982年9月1日施行)